

地域交流スペース整備指針

1 地域交流スペース設置の目的

地域交流スペースは、地域住民が集い、地域福祉の活動を行うことや、施設内における交流などを目的としたスペースとして設置されるものです。地域包括ケアシステム構築に向けて、地域交流スペースの果たす役割は更に大きくなることが予想されています。具体的には、ボランティアグループ等による多様なサービスの提供や、ミニデイサービス、食事会、介護予防活動の拠点、子育て世帯の交流会や各障害者の集い場、施設利用者と地域との交流の場、地域団体の会議、様々な研修会や講習会、催し物など、地域の自由な発想により地域組成の一翼を担うことが求められています。また、災害時には要援護者の二次避難所としての機能も必要です。

2 求められる配置場所及び面積

地域交流スペースは、地域住民の活発な利用が求められています。そのために施設の1階の一般の往来から目に入りやすい位置に配置するなど、地域住民がその存在を認識し、気軽に利用しやすい場所に配置することが必要です。また必要面積は、概ね90㎡程度とします。

3 配備する設備・備品

- ・キッチン（一般家庭用のキッチン）
- ・スクリーン、プロジェクター、DVD・Blu-rayプレイヤー
（施設との共用可）
- ・机、椅子、ホワイトボード（机、椅子は高齢者でも運びやすいものが望まれます。）

4 地域交流スペースの運用

地域交流スペースは、地域包括ケアシステム構築に貢献する文字通り地域交流の場となること、また、地域の様々な住民が気軽に活用できるような運営が求められることから、利用の活性化に努めてください。

なお、一部の住民のみの独占的な利用や特定の時期に偏った利用、施設の会議室としてのみの活用などは適正な利用方法ではありません。